

国税徴収法第104条の2の規定により、平成31年1月29日から同年2月5日の間に実施した不動産公売に係る公売財産の次順位買受申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

平成31年2月7日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財14

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区鳴滝中道町
地 番 21番21
地 目 宅地
地 積 60.19㎡

(2) 建物

所 在 京都市右京区鳴滝中道町 21番地21
家屋番号 21番21
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 24.84㎡
2階 19.87㎡

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 次順位買受申込価額

3,000,000円

4 次順位買受申込者の氏名又は名称

中山 惠充

5 次順位買受申込者の決定年月日

平成31年2月5日

6 売却決定の日時

国税徴収法第113条第2項に定める日

7 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)